

条例案の修正点

該当箇所	修正前	修正後
前文	誰もが、自分の人生に希望を持ち、あらゆる分野の活動に参加し、さまざまな選択肢の中から自分の意思で自分の生き方を決定する権利を持っています。 しかしながら、私たちをとりまく社会では、障がいの有無や障がいの種類の違い、障がいのある人とない人が共に生きるしくみの不十分さが市民同士を分け隔てる垣根となり、お互いを知る機会が限られてきました。その結果、障がいについての無理解や誤解、お互いに声を掛け合うことへの遠慮が生まれ、障がいのある人の自分らしく生きる権利は社会的障壁に阻まれています。 私たち市民は障がいと社会的障壁との関わりによって生じる不便・不利益について理解し、障がいのある人に対する不当な取扱いを見過ごさない姿勢を持つことで、社会的障壁を取り除く取組を前に進める必要があります。 お互いの違いを認め合い、共に助け合って暮らす「共生」の社会は、誰もが理想的な社会のあり方として共感するものです。このまちでの生活をより豊かにしつつ、未来へとつなげていくのは地域に関わる私たち市民にほかなりません。一人一人が日々の暮らしのなかでお互いを信頼し、お互いにとって何が必要かを考え、自分ができることを主体的に行うことが、豊かな共生社会につながる大きな流れとなっていくと確信しています。 いま、私たちは一人一人の人格や尊厳(人がそこにいることそのもの)を大切に、市民の誰もが当たり前前に安心して暮らし、輝いて生きるために守るべきことがらを決めました。このまち、長岡京市が私たち市民のかけがえのないすみかであり続けることを目指して、ここに条例を制定します。	誰もが、自分の人生に希望を持ち、あらゆる分野の活動に参加し、さまざまな選択肢の中から自分の意思で自分の生き方を決定する権利を持っています。 しかしながら、私たちをとりまく社会では、障がいの有無や障がいの種別、障がいのある人と障がいのない人が共に生きるしくみの不十分さが市民同士を分け隔て、お互いを知る機会が限られてきました。その結果、障がいについての無理解や誤解、お互いに声を掛け合うことへの遠慮が生まれ、また、障がいのある人の自分らしく生きる権利は社会的障壁に阻まれています。 私たち市民は、障がいと社会的障壁との関わりによって生じる不便・不利益を理解するとともに、障がいのある人に対する不当な取扱いを見過ごすことなく、社会的障壁を取り除いていく必要があります。 お互いの違いを認め合い、多様な個人が共に支え合って暮らす「共生」の社会は、誰もが理想とする社会のあり方です。このまちでの生活をより豊かにしつつ、未来へとつなげていくのは私たち市民にほかなりません。一人一人が日々の暮らしのなかでお互いを信頼し、お互いにとって何が必要かを考え、自分ができることを主体的に行うことが、豊かな共生社会につながると確信しています。 いま、一人一人の人格や尊厳を大切に、市民の誰もが当たり前前に安心して暮らし、希望を持って生きるために守るべきことがらを決めました。このまち、長岡京市が私たち市民のかけがえのないすみかであり続けることを目指して、ここに条例を制定します。
(目的) 第1条	この条例は、障がいへの理解を深め、差別を解消すること並びに障がいの特性に応じた情報保障と多様な手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進を図るため、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいのある人が地域社会を構成する一員として日常生活及び社会生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得るための施策を推進することにより、もって誰もが共に支え合い、安心して暮らせる共生のまちを実現することを目的とする。	この条例は、障がいへの理解を深め、差別を解消すること並びに障がいの特性に応じた情報保障と多様なコミュニケーション手段の普及及び利用の促進を図るため、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいのある人が地域社会を構成する一員として日常生活及び社会生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得るための施策を推進することにより、もって誰もが共に支え合い、安心して暮らせる共生のまちを実現することを目的とする。
(定義) 第2条	(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活を営む上で相当な制限を受ける状態にあるものをいう。	(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいその他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活を営む上で相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
(定義) 第2条	(10) 手話等コミュニケーション手段 手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、朗読、平易な表現、代筆、代読、絵図の提示その他日常生活又は社会生活を営む上で必要となるコミュニケーションを補助し、又は代替するコミュニケーション手段、コミュニケーション支援用具等をいう。	(10) コミュニケーション手段 手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、朗読、平易な表現、代筆、代読、絵図の提示その他日常生活又は社会生活を営む上で必要となるコミュニケーションを補助し、又は代替するコミュニケーション手段、コミュニケーション支援用具等をいう。
(基本理念) 第3条第4項	情報保障及びコミュニケーションに当たっては、独自の言語体系を有する手話、要約筆記、点訳又は音訳をはじめとする障がいの特性に応じて円滑にコミュニケーションを図る権利を最大限尊重し、多様な手話等コミュニケーション手段の選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることを基本として行うものとする。	情報保障及びコミュニケーションを行うに当たっては、独自の言語体系を有する手話、要約筆記、点訳又は音訳をはじめとする障がいの特性に応じて円滑にコミュニケーションを図る権利を最大限尊重し、多様なコミュニケーション手段の選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることを基本として行うものとする。

該当箇所	修正前	修正後
(市の責務) 第4条第1項	市は、第1条に定める目的の実現を図るため、前条に定める基本理念に基づき、 <u>障がいのある人への差別及び虐待をなくすための取組並びに障がいの特性に応じた情報保障、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る施策</u> を総合的かつ計画的に実施するものとする。	市は、第1条に定める目的を実現するため、前条に定める基本理念に基づき、 <u>次に掲げる取組及び施策</u> を総合的かつ計画的に実施するものとする。 (1) 差別及び虐待をなくすための取組 (2) 障がいのある人の自立及び社会参加の支援に関する施策 (3) 障がいの特性に応じた情報保障並びにコミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策
(市の責務) 第4条第2項	(4) 公共施設の整備その他の障がいのある人に関わる施策を実施するに当たっては、障がいのある人及び関係者から意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めること。	(4) 公共施設の整備その他の障がいのある人に関わる施策を実施するに当たっては、障がいのある人及び関係者から <u>広く</u> 意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めること。
(市の責務) 第4条第2項	(5) 市民等及び事業者と連携し、協働を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、交流を図る機会及び自ら発信することができる機会の確保を行うこと。	(5) 市民等及び事業者と連携し、協働を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、交流を図る機会及び自ら発信することができる機会を確保すること。
(市の責務) 第4条第2項	(6) 手話等コミュニケーション手段を必要とする障がいのある人、コミュニケーション支援従事者等、関係機関及び事業者と協力し、市民等に手話等コミュニケーション手段を学ぶ機会を提供すること。	(6) コミュニケーション手段を必要とする障がいのある人、コミュニケーション支援従事者等、関係機関及び事業者と協力し、市民等にコミュニケーション手段を学ぶ機会を提供すること。
(相互理解の促進)第9条	市は、障がい及び障がいのある人に対する市民等及び事業者の理解を深めるため、交流を図る機会及び自ら発信することができる機会を確保するとともに、啓発その他必要な取組を行うものとする。 2 市民等及び事業者は、障がいの有無にかかわらず、互いの理解を深めるため、交流を図る機会及び自ら発信することができる機会の確保に努めるものとする。	市は、共生のまちの実現に向け、市民等及び事業者が障がい及び障がいのある人について理解を深めるため、交流を図る機会及び自ら発信することができる機会を確保するとともに、啓発その他必要な取組を行うものとする。 2 市民等及び事業者は、 <u>共生のまちの実現に向け、市民等が障がいの有無にかかわらず互いの理解を深めるため、交流を図る機会及び自ら発信することができる機会の確保に努めるものとする。</u>
(情報保障及びコミュニケーション)第11条第1項	市は、障がいのある人が必要な情報を取得し、利用し、又は自ら発信する <u>機会の提供</u> その他必要な取組を行うものとする。	市は、障がいのある人が必要な情報を取得し、利用し、又は自ら発信する <u>ことができる機会の確保</u> その他必要な取組を行うものとする。
(情報保障及びコミュニケーション)第11条第1項	2 市は、手話等コミュニケーション手段が障がいのある人の年齢、障がいの種別又は状態等に応じてきわめて多様であることについて市民等及び事業者の理解を促進するとともに、障がいのある人が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、コミュニケーション支援従事者等と連携し、手話等コミュニケーション手段の確保及び利用を促進するものとする。	2 市は、 <u>コミュニケーション手段が障がいのある人の年齢、障がいの種別又は状態等に応じてきわめて多様であることについて市民等及び事業者の理解を促進するとともに、障がいのある人が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、コミュニケーション支援従事者等と連携し、コミュニケーション手段の確保及び利用を促進するものとする。</u>
(情報保障及びコミュニケーション)第11条第1項	3 市民等及び事業者は、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に協力するよう努めるとともに、必要に応じてコミュニケーション支援従事者等と連携し、障がいのある人が手話等コミュニケーション手段を利用できるよう努めるものとする。	3 市民等及び事業者は、 <u>コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に協力するよう努めるとともに、必要に応じてコミュニケーション支援従事者等と連携し、障がいのある人がコミュニケーション手段を利用できるよう努めるものとする。</u>
(情報保障及びコミュニケーション)第11条第1項	4 市は、関係機関と協力して、手話通訳、要約筆記その他聴覚障がいのある人(ろう者を含む。)の <u>コミュニケーションの手段</u> を利用する場合に必要となるコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとする。	4 市は、関係機関と協力し、手話通訳、要約筆記その他聴覚障がいのある人(盲ろう者を含む。)の <u>コミュニケーション手段</u> を利用する場合に必要となるコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとする。
(情報保障及びコミュニケーション)第11条第1項	5 市は、関係機関と協力して、点訳、音訳、朗読、触手話、指点字その他視覚障がいのある人(盲ろう者を含む。)の <u>コミュニケーションの手段</u> を利用する場合に必要となるコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとする。	5 市は、関係機関と協力し、点訳、音訳、朗読、触手話、指点字その他視覚障がいのある人(盲ろう者を含む。)の <u>コミュニケーション手段</u> を利用する場合に必要となるコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとする。

該当箇所	修正前	修正後
(情報保障及びコミュニケーション) 第11条第1項	6 市は、次に掲げる手話等コミュニケーション手段の利用について支援を行うものとする。 (1) 知的障がい及び発達障がいの特性を踏まえた平易な表現による分かりやすい情報伝達及び絵図、写真、記号、サイン、ジェスチャー等によるもの	6 市は、次に掲げるコミュニケーション手段の利用について支援を行うものとする。 (1) 知的障がい、精神障がい及び発達障がいの特性を踏まえた平易な表現による分かりやすい情報伝達及び絵図、写真、記号、サイン、ジェスチャー等によるもの
(保育及び教育) 第13条第3項		(第1項として追加) 市は、保育及び教育の実施に当たっては、全ての子どもの成長発達を目的とし、共に学び、育ち合うことを基本とする。
(保育及び教育) 第13条第4項(旧第3項)	市は、障がいのある子どもへの保育及び教育の実施に当たっては、全ての子どもの成長発達を目的とした交流(教育にあつては、交流及び共同学習)を促進するものとする。	市は、障がいのある子どもへの保育及び教育の実施に当たっては、全ての子どもの成長発達を目的とした交流を促進するものとする。
(防災及び防犯) 第17条	市は、障がいのある人の災害時の安全を確保するため、必要な取組を行うものとする。	市は、障がいのある人の災害時の安全を確保するため、必要な取組を行うものとする。 2 市は、障がいのある人が安心して生活を営めるよう、防犯対策について関係機関と連携し、必要な取組を行うものとする。